

第5回 釧路市農業委員会総會議事録

1. 日 時	令和3年9月30日 13:30~15:00							
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 議会議場							
3. 出席委員	1番 野村 照明委員 4番 清水 幸治委員 7番 大畑 礼子委員 11番 佐藤 裕司委員 14番 中川 浩幸委員 17番 松下 裕幸委員 20番 野澤 黙委員 2番 菊池 利治委員 5番 廣瀬女公美委員 9番 細川 裕委員 12番 山崎 隆史委員 15番 瀬戸 賢成委員 18番 佐藤 泰正委員 21番 志賀 忠浩委員							
4. 欠席委員	(以上 20名)							
	8番 浅野 徳昭委員							
5. 参与者	農業委員会事務局 事務局長 山根 憲治 次長 高山 直樹 主任 清水 秀人 (以上 3名)							
	会議録署名委員の指名 10番 菅原 雄一委員 11番 佐藤 裕司委員							
6. 議事日程	会期決定について	令和3年 9月 30日 (1日)						
	報告第5号 現況証明願について (市街化区域) 議案第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について 議案第24号 現況証明願について 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第26号 河川法第24条許可申請に係る進達について 議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第28号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について 議案第29号 参考賃借料の設定について							

議長 野村会長	それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。 お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。 只今より第5回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は20名です。 議事録署名人に10番、菅原雄一委員、11番、佐藤裕司委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。 なお、会期は本日9月30日の1日と致します。 それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。
事務局 山根事務局長	会務概要報告を行います。 議案書の2ページをご覧下さい。
(以下 会務概要報告)	
議長 野村会長	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。 報告第5号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。
事務局 山根事務局長	それでは、議案書の3ページにございます、報告第5号「現況証明願」についてご報告致します。 土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。 今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。 議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。 公簿地目が畠である、[REDACTED]、の一筆、面積 [REDACTED] m ² の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である土地家屋調査士の[REDACTED]氏より現況証明願があり、8月26日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、9月1日、会長専決により証明書の発行を行いました。 次に、表の2番は、資料が5ページと8ページと9ページにございます。 公簿地目が畠である、[REDACTED]、他1筆、面積合計 [REDACTED] m ² の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である[REDACTED]氏より、現況証明願があり、8月26日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、9月1日、会長専決により証明書の発行を行いました。 次に、表の3番は、資料が5ページと10ページと11ページにございます。 公簿地目が畠である、[REDACTED]の一筆、面積 [REDACTED] m ² の土地について、所有

	者である [REDACTED] 氏死亡のため相続財産管理人に選任された、[REDACTED] 氏の代理人である土地家屋調査士の [REDACTED] 氏より現況証明願があり、9月15日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、9月16日、会長専決により証明書の発行を行いました。
議長 野村会長	以上、3件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告致します。
委員 委員一同	ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求める。
議長 野村会長	なし
事務局 山根事務局長	質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。 議案第23号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。
	それでは、議案書の12ページにございます、議案第23号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。
	農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになります。
	今回は、阿寒地区で1件の通知がございました。
	議案書13ページの表の1番は、資料が14ページから16ページにございます。
	[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED] 、他3筆、面積合計 [REDACTED] m ² の農用地について、借主であります [REDACTED] との間で、令和3年9月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。
	以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	ただいま説明がありました、議案第23号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致しますが、本件につきましては、菅原雄一委員が役員を務める法人に関する案件であり、議事参与の制限にあたりますので、菅原委員は退室をお願い致します。
	(菅原雄一委員退室)
議長 野村会長	それでは、審議致します。
委員 委員一同	質問、意見を求めます。
	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。

議案第23号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第23号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番については、原案のとおり決定致します。

退室されている菅原雄一委員は入室して下さい。

(菅原雄一委員入室)

議長

野村会長

事務局

山根事務局長

議案第23号は原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第24号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

それでは、議案書の17ページにございます、議案第24号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区で6件、音別地区で1件の申請がございました。

議案書18ページの表の1番は、資料が20ページから21ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]、の一筆、面積 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏から現況証明願がございました。

9月15日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料が20ページと22ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]、の一筆、面積 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏から現況証明願がございました。

9月15日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の3番は、資料が23ページと24ページにございます。

公簿地目が畠である[REDACTED]、他1筆、面積合計 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏から現況証明願がございました。

9月15日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

次に、表の4番は、資料が23ページと25ページにございます。

公簿地目が原野及び畠である、[REDACTED]、他1筆、面積合計 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏から現況証明願がございました。

9月15日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の5番は、資料が23ページと26ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]、の一筆、面積 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である土地家屋調査士の[REDACTED]氏から現況証明願がございました。

9月15日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、

利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、議案書19ページの表の6番は、資料が27ページと28ページにござります。

公簿地目が牧場である、[REDACTED]の一筆、面積[REDACTED]m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏から現況証明願がございました。

9月15日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

次に、表の7番は、資料が29ページから31ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]、他4筆、面積合計[REDACTED]m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏から現況証明願がございました。

9月16日、音別地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、7件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

委員

金子委員

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番から6番の現地調査結果について、調査委員長の金子靖委員より報告をお願いします。

議案第24号「現況証明願」のうち1番から6番について報告致します。

なお、これらの件は、令和3年9月15日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を行いましたので一括して報告いたします。

現況証明願の1番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が畠、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、面積は[REDACTED]m²の土地について、現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認致しました。

次に、2番は[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が畠、農振農用地区域にある、[REDACTED]、面積は[REDACTED]m²の土地について、現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認致しました。

なお、[REDACTED]は、農用地区域にある土地ではありますが、現地は、農地採草放牧地以外の雑種地で、農用地として利用されていないと確認致しました。

次に、3番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が畠、農振農用地区域にある、[REDACTED]、及び[REDACTED]の2筆、合計[REDACTED]m²の土地について現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、山林であることを確認致しました。

なお、[REDACTED]及び[REDACTED]は、農用地区域にある土地ではありますが、現地は、農地採草放牧地以外の山林で、農用地として利用されていないと確認致しました。

次に、4番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が原野及び畠、農振農用地区域外にある[REDACTED]及び[REDACTED]の2筆、合計[REDACTED]m²の土地について現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認致しました。

次に、5番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が畠、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、面積は[REDACTED]m²の土地について現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

次に、6番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が牧場、農振農用地区域外にある、

、面積は [REDACTED] m²の土地について現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、山林であることを確認致しました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

金子靖委員、ありがとうございました。

次に、7番の現地調査結果について、調査委員長の山崎隆史委員より報告をお願いします。

委員

山崎委員

議案第24号「現況証明願」について報告致します。

現況証明願の7番は、[REDACTED] 氏が所有する、公簿地目が畠である、[REDACTED] [REDACTED] 、同所 [REDACTED] 、同所 [REDACTED] 、音 [REDACTED] 、同所 [REDACTED] の5筆、面積は合計して [REDACTED] m²の土地についてであります。令和3年9月16日、音別地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、山林であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

野村会長

山崎 隆史委員、ありがとうございました。

それでは、議案第24号「現況証明願」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第24号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は举手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第24号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

それでは、議案書の32ページにございます、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、阿寒地区で5件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書33ページの表の1番は、資料が35ページと36ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED] 、他1筆、面積合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] に [REDACTED] 円で、売買による所有権

移転を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が37ページから40ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他2筆、面積合計 [REDACTED] m² の農用地について、[REDACTED] 氏に使用貸借を行うものでございます。

次に、議案書34ページの表の3番は、資料が41ページから45ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他8筆、面積合計 [REDACTED] m² の農用地について、[REDACTED] に、年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の4番は、資料が41ページと46ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED] の一筆、面積 [REDACTED] m² の農用地について、[REDACTED] に、年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の5番は、資料が41ページと47ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、面積合計 [REDACTED] m² の農用地について、[REDACTED] に、年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うものでございます。

以上、5件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

委員

金子委員

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番から5番の現地調査結果について、調査委員長の金子靖委員より報告をお願いします。

1番の申請の内容は、[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、[REDACTED] に総額 [REDACTED] 円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

次に、2番の申請の内容は、[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他2筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、[REDACTED] 氏に使用貸借を行うものであります。

次に、3番の申請の内容は、[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他8筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、[REDACTED] に年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うものであります。

次に、4番の申請の内容は、[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED] の1筆、面積が [REDACTED] m² の農用地について、[REDACTED] に年間 [REDACTED] 円で、賃貸借を行うものであります。

次に、5番の申請の内容は、[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計 [REDACTED] m² の農用地について、[REDACTED] に年間 [REDACTED] 円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和3年9月15日、阿寒地区農業委員3名、及び、事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

金子靖委員、ありがとうございました。

それでは、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、1番につきましては、佐藤泰正委員の同居の親族が役員を務める法人に関する案件ですので、議事参与の制限にあたります。

従いまして、1番を審議した後に、2番から5番を審議することと致しますので、佐藤泰正委員は退室をお願い致します。

(佐藤泰正委員退室)

議長
野村会長

それでは、1番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

事務局
山根事務局長

質問がないようですので、採決致します。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については、原案のとおり決定致します。

退室されている佐藤泰正委員は入室して下さい。

(佐藤泰正委員入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。

次に、2番から5番について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番から5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番から5番については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第26号「河川法第24条許可申請に係る進達」について、事務局より説明してください。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書48ページにございます、議案第26号「河川法第24条許可申請に係る進達」について、ご説明致します。

河川区域内の土地を占用するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となります。農用地として利用することに関する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。

今回は阿寒地区で1件の許可申請がございました。

議案書49ページの表の1番は、資料は50ページから51ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、[REDACTED]、面積[REDACTED]m²について、[REDACTED]氏が新たに採草地として占用するものでございます。

以上の1件の「河川法第24条許可申請に係る進達」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました「河川法第24条許可申請に係る進達」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第26号「河川法第24条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第26号「河川法第24条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の52ページにございます、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、音別地区で2件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書53ページの表の1番は、資料が54ページと55ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他6筆、面積合計[REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に年間[REDACTED]円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が54ページと56ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED] の内、他 1 筆、面積合計 [REDACTED] m² の農用地について、[REDACTED] 氏に年間 [REDACTED] 円、期間は 5 年間で賃貸借を行うものでございます。

以上、2 件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第 28 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

議案書 57 ページにございます、議案第 28 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告」について説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回 1 件の報告がございました。

議案書 58 ページの農地所有適格法人要件確認書の 1 番は、[REDACTED] で、令和 3 年 3 月決算の報告となります。

なお、本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、1 件の「農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第 28 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、本件は [REDACTED] の関係でありますので、大畠礼子委員、浅野徳昭委員、佐藤泰正委員が議事参与の制限にあたります。

本日、浅野徳昭委員は欠席されておりますので、大畠礼子委員と佐藤泰正委員は、退室をお願い致します。

(大畠礼子委員、佐藤泰正委員退室)

議長

野村会長

それでは、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第28号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第28号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については、原案のとおり決定致します。

退室されている委員の皆さん入室して下さい。

(大畠礼子委員、佐藤泰正委員入室)

議長

野村会長

議案第28号は、原案のとおり決定致しました。

次に、議案第29号「参考賃借料の設定」について審議致します。

事務局より、説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書59ページにございます、議案第29号「参考賃借料の設定」について説明致します。

本件は、農地法第52条に基づき、農地の賃貸借契約の目安として、過去1年間に契約された賃借料の平均水準など賃借料情報を提供するものです。

なお、情報提供として、市のホームページに掲載する予定です。

釧路市における令和2年1月から令和2年12月までに締結されました賃貸借に関する賃借料水準を60ページの別表のとおりまとめましたので報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました、議案第29号「参考賃借料の設定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第29号「参考賃借料の設定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第29号「参考賃借料の設定」については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和3年 9月 30日

議長 野村 進明

署名委員 菅原 雄一

署名委員 佐藤裕司